

○「地方公務員災害補償法第 59 条関係事務の取扱いについて」（昭和 43 年 5 月 10 日地基補第 151 号）のⅡの 1 ただし書に規定する訟務課長が別に定める第三者及び訟務課長が別に定める額について

〔平成 24 年 3 月 23 日地基訟第 28 号〕
各支部事務長あて 訟務課長

標記の件については、下記のとおり定めたので、その実施に遺漏のないよう取り扱ってください。

なお、取扱いに疑義等が生じた場合には、訟務課長に照会してください。

記

- 1 訟務課長が定める第三者は、次の(1)から(3)までのいずれにも該当しない第三者とします。
 - (1) 第三者等が損害保険会社等と結んだ損害保険契約により、地方公務員災害補償基金が当該損害保険会社等に対して損害額を求償することになる第三者
 - (2) 資力等を斟酌し、(1)に掲げる第三者に準ずると認められる第三者
 - (3) 加害行為の態様等を考慮し、看過できない第三者
- 2 訟務課長が定める額は、損害額の範囲内で災害発生の日から起算して 3 年を経過した日までの間に行った補償の額とします。

